

事務連絡
令和5年2月14日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部
技術安全部

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る令和5年2月10日に開催された第102回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定され（別添別紙1参照）、併せて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました（別添別紙2及び別紙3参照）。

これらを受け、今般、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より国土交通省自動車局を通じ、別添について周知依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれては、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

※ 「業種別ガイドライン」については、今般のマスク着用の考え方の見直しを反映させた見直しを行い、周知期間を設けた上でマスク着用の考え方の見直しの適用日（3月13日）から見直し後のガイドラインが適用されることとなります。なお、それまでの間は現行（見直し前）のガイドラインが適用されます。

※ また、1月31日付け日バス事務連絡でお知らせしたとおり、新型コロナウイルスの位置づけが感染症法上の5類感染症に変更される5月8日以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となります。

《添付資料》

- ・国土交通省自動車局 事務連絡（令和5年2月13日付け）
（別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡（R5.2.10）
（別添別紙1）新型コロナウイルス感染症対策本部決定（R5.2.10）
「マスク着用の考え方の見直し等について」
（別添別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（R5.2.10変更）
（別添別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

基本的対処方針が変更されたこと等を踏まえ、新たな基本的対処方針に基づく感染症対策の継続的かつ着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

本日付けで開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

各府省庁におかれましては、変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

(別紙1) マスク着用の考え方の見直し等について

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日（令和5年2月10日変更）

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括2班）

担当者：武内、入野、鈴木、上田、柴山、伊原

直通 03 (6257) 1309

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp